

家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No.3863 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2025. 8. 4

・日中動物衛生検疫協定の発効	225
・アルゼンチンからの家きん肉等の輸入一時停止措置について	226
・スペインからの家きん肉等の輸入一時停止措置について	226
・動物用医薬品再審査結果通知	227
・家畜衛生レポート（大阪府）	227
・家畜衛生レポート（長野県）	230

☆日中動物衛生検疫協定の発効

（令和7年7月11日プレスリリース）

本日、日本産牛肉の中国向け輸出再開の前提となる日中動物衛生検疫協定が発効しました。〔1〕

1. 概要

7月11日（金曜日）、我が国政府は、中国政府から「動物の衛生及び検疫における協力に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」（日中動物衛生検疫協定）の効力発生のために必要とされる同国の国内手続きの完了についての通告を受領し

ました。〔1〕〔2〕これにより、この協定は同日発効しました。〔1〕〔2〕

日中動物衛生検疫協定は、国境を越える動物疾病の管理における両国の協力強化を通じて、動物及び動物由来の製品の安全な取引を促進することを目的としています。〔1〕〔2〕

この協定は、日本産牛肉の対中輸出再開の前提となるものであり、今回の発効を踏まえ、早期再開に向けて、中国政府との間で関連の食品安全や放射性物質検査を含めた協議を引き続き推進していきます。〔1〕〔2〕2001年から停止されていた日本産牛肉の中国への輸出が、24年ぶりに再開される方向で

大きく動き出すことになります。[3]

のためではありません。

なお、生きた家きんについては、2国間で輸入条件が設定されていないため、従前より輸入できません。

2. 参考

外務省報道発表「日中動物衛生検疫協定の署名」

URL : https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008052.html (外部リンク)

☆アルゼンチンからの家きん肉等の輸入一時停止措置について

(令和7年7月18日プレスリリース)

農林水産省は、7月17日(木曜日)にアルゼンチンからの家きん肉等の輸入一時停止措置を講じました。

1. 経緯

アルゼンチンの家きん飼養施設において、高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)の発生が確認された旨、アルゼンチン家畜衛生当局から国際獣疫事務局(WOAH)に通報がありました。

2. 対応

本病の我が国への侵入防止に万全を期すため、令和7年7月17日(木曜日)にアルゼンチンからの家きん肉等の輸入を一時停止(※)しました。

※発生国又は地域から家きん肉等の輸入を停止するの

は、我が国で飼養されている生きた家きんがウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生

(参考) アルゼンチンからの家きん肉等の輸入実績

	2022年	2023年	2024年
家きん肉(トン)	88	37	96
(日本の総輸入量)	(1,116,751)	(1,079,290)	(1,159,638)
家きんの卵(トン)	1,286	1,507	1,027
(日本の総輸入量)	(26,925)	(40,628)	(24,983)

出典：財務省「貿易統計」

これまでの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置の状況等については、次のページより確認いただけます。

動物検疫所：<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/im/hpai.html>

☆スペインからの家きん肉等の輸入一時停止措置について

(令和7年7月23日プレスリリース)

農林水産省は、7月18日(金曜日)にスペインからの家きん肉等の輸入一時停止措置を講じました。

1. 経緯

スペインの家きん飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザ(H5N1亜型)の発生が確認され

た旨、スペイン家畜衛生当局から国際獣疫事務局（WOAH）に通報がありました。

2. 対応

本病の我が国への侵入防止に万全を期すため、令和7年7月18日（金曜日）にスペインからの家きん肉等の輸入を一時停止（※）しました。

※発生国又は地域から家きん肉等の輸入を停止するのは、我が国で飼養されている生きた家きんがウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。なお、生きた家きんについては、2国間で輸入条件が設定されていないため、従前より輸入できません。

（参考）スペインからの家きん肉等の輸入実績

	2022年	2023年	2024年
家きん肉（トン）	8	35	44
（日本の総輸入量）	（1, 116, 751）	（1, 079, 290）	（1, 159, 638）
家きんの卵（トン）	5	10	—
（日本の総輸入量）	（26, 925）	（40, 510）	（24, 983）

出典：財務省「貿易統計」

これまでの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置の状況等については、次のページより確認いただけます。

動物検疫所：<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/im/hpai.html>

☆動物用医薬品再審査結果通知

製剤名	申請会社名	承認日	期間終了	再審査結果通知番号	再審査結果通知日	備考 （当該再審査に係る承認事項）
ロメワン	千寿製薬株式会社	H30年4月25日	R2年4月24日	2動薬第1013号	R7年7月8日	馬に対する効能又は効果
インターベリーα	ホクサン株式会社	H25年10月11日	R1年10月10日	元動薬第2819号	R7年7月24日	—

☆家畜衛生レポート（大阪府より）

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課

1. 大阪府畜産概要

大阪は、古くから「天下の台所」と呼ばれ、日本

全国から米や特産物等が集まる取引の中心地として機能し、「だし」や「粉もん」のような様々な食文化が発達し



ています。

また、海、山、川に囲まれた自然豊かな立地を活かし、大阪の食文化を支える一次産業も盛んです。府では、府内で栽培・生産される農産物、畜産物、林産物、水産物（一次産品）と、それらを原材料として使用した加工品を「大阪産（もん）」とし、その魅力発信に取り組んでいます。

畜産の規模としては、乳用牛1,130頭、肉用牛890頭、豚2,060頭、鶏53,000羽（令和6年2月畜産統計）が飼養されています。全国と比較すると小規模ではありますが、それぞれの特色を生かし、手間と愛情をこめて「大阪産（もん）畜産物」が生産され、大消費地近郊の有利性を活かした消費者への直接販売や、食品事業者から排出される食品残さを飼料として有効活用するエコフィードの取り組みなど「都市型畜産」が特徴です。

動物愛護畜産課および家畜保健衛生所では、これから府内全域の畜産農家全てを所管しており、家畜衛生や畜産振興など様々な面でのサポートに努めています。

2. 家畜伝染病防疫演習

家畜伝染病発生時には、防疫措置の迅速な実施のため、多くの人員を動員し作業を行う必要があります。大阪府では、防疫対策要領や防疫対応マニュアルなどを作成して発生に備えており、関係者の理解促進を目的とし、「鳥インフルエンザ防疫実地訓練」



「多くの参加者」

（令和元年度以降（国内での豚熱発生以降）は「家畜伝染病防疫演習」に改名）と銘打って毎年訓練を行ってきましたが、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の影響等により多人数を集めての開催は控えていました。昨年度、ようやく4年ぶりに防疫演習を開催することができましたので概要を報告します。

令和5年9月13日（水）、岸和田市にある南海浪切ホール（多目的ホール（屋内）・祭りの広場（屋外））にて演習を行い、国（近畿農政局・動物検疫所）・府（農林部局・衛生部局・危機管理部局・警察他）・市町村・畜産関係団体・協力事業者など約150名の参加がありました。

内容としては、家畜防疫の概要説明を行った後、模擬演習を実施しました。模擬演習では、『府内養鶏農家において高病原性鳥インフルエンザが発生し



「農場立入り場面」

た』ことを想定し、『農家からの異常通報を受けての農場立入り～検査陽性・疑似患畜の判定』、『対策本部の設置・集合施設等の設置』、『防疫作業（作業者に対する健康調査・防護服の着脱・農場内での防疫措置など）』『防疫措置終了～清浄化宣言』までの一連の流れを実演し、見てもらうという形式をとりました。

演習終了後には参加者にアンケートを実施し、その結果をもって関係者間で演習の振り返りを行いました。アンケートでは概ね理解度や満足度において良好な結果を得ることができましたが、至らぬ点や参加者によって今後希望する演習項目が異なることなども判明し、今後の演習の課題も見つかりました。

今回の演習では、例年の人事異動に加えて、久ぶりの演習開催であることなどを鑑み、防疫措置の一連の流れの実演という形を取りました。今年度以降も演習は開催していく予定ですが、内容面でいろんなバリエーションを持たせて、参加者により理解を深めてもらえるような演習を目指します。



「対策本部設置」



「医師・保健師による健康調査」



「防護服の着脱」



「農場における作業」

3. おわりに

大阪府では今回紹介した防疫演習の他にも、家保経験の無い他所属の獣医師に対する研修や大阪公立大学の獣医学部生に対する実習などを実施しており、家畜を検査する際に必要な手技の習得や家畜衛生の仕事内容への理解醸成に努めています。今後も関係機関が一丸となって防疫体制の一層の強化を図っていきたいと考えています。



北アルプス常念岳をバックにした松本家畜保健衛生所



観光地でもある美ヶ原牧場の放牧風景

☆家畜衛生レポート（長野県）

長野県松本家畜保健衛生所

1 当所の概要・特徴

長野県松本家畜保健衛生所は、長野県内5か所の家畜保健衛生所のうち、病性鑑定施設を有しています。建物は、平成8年に現在の場所に新築移転しました。平成15年にBSEの採材棟、令和元年に野生いのしし検査施設を新設しています。中央道梓川サービスエリアに近く、北アルプス常念岳を望む交通の便と眺望に恵まれた立地となっています。職員数は正職員19名、検査を担当する会計年度任用職員3名で対応しています。

管轄区域は、県内の3広域をカバーするため南北に長く、直線距離で約150kmの範囲であり、中間地点に位置する家畜保健衛生所からでも移動に片道2時間以上要する農家もあります。このため、業務を

組み合わせて出張するなどの工夫をしています。

管内の畜産は、県内でも肉用牛、豚、採卵鶏・肉用鶏が多い地域となっています。県内唯一の家畜市場である長野県中央家畜市場が、繁殖和牛の飼育地である管内の本曾町にあり、年間6回、肉用子牛を中心に2,000頭余の牛が取引されています。公共牧場も6か所あり、県内外から約1,000頭の牛が放牧されています。鶏は、県内最大規模の採卵鶏農場もあり、羽数では県内の約半数が当所管内で飼育されています。

2 業務の概要

(1) 防疫業務

豚熱については、野生いのししでのウイルス検出、養豚場での発生を経て、予防的ワクチン接種がされているところです。知事認定獣医師、登録飼養

衛生管理者によるワクチン接種農場も多くある一方、家畜防疫員による接種も続いています。野生いのししの検査では、豚熱ウイルスは継続的に検出されています。山が多い立地から野生いのししとの距離が近い養豚場もあり、飼養衛生管理基準の遵守徹底と飼養豚の豚熱抗体価のモニタリングで発生予防に努めています。

なお、現在国内への侵入が危惧されているアフリカ豚熱では、山がちな地形では野生いのししへの対応が困難になると想定できるため、発見時に迅速な対応ができるよう本年も演習を行う予定です。

高病原性鳥インフルエンザについては、規模が大きな養鶏場では防疫意識が高く維持されています。小羽数の養鶏場についても、繰り返し飼養衛生管理基準を説明し、防疫に対する理解を深めています。

防疫資材について、これまでは当所が備蓄拠点として一括して保管していました。しかし、長野県は面積が広いこともあり、伝染病発生時の迅速な対応を図るため、3か所に分けて資材を備蓄することとしました。発生時に現地対策本部の運営主体となる地域の支庁（地域振興局）による運搬訓練も兼ねて、昨年度末に資材を移動しました。

(2) 生産振興業務

乳用牛では、定期的なバルク乳検査による乳房炎や牛ウイルス性下痢による損耗防止対策と、代謝プロファイルテストや乳質データ解析による飼育技術の向上対策を行っています。バルク乳検査は、生産

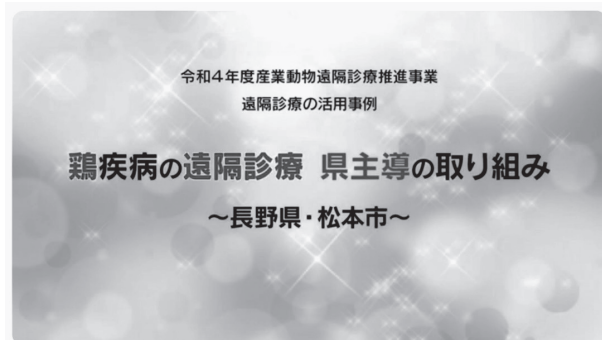
者団体との協力により戸別に直接巡回して成績を説明することで、問題点の共有やモチベーションの高揚につなげています。

肉用牛では、オレイン酸含有率・肉質等を基準とした「信州プレミアム牛肉」生産振興のため、衛生検査や繁殖性向上対策に取り組んでいます。「信州プレミアム牛肉」は、認定制度開始から16年目となり、県外での認定頭数も増加し、一部は輸出されるまでに育ちました。

養豚では、豚熱対策への取組が、農家と距離を縮めることになり、栄養や疾病コントロールによる生産性向上や損耗防止への支援へと結びついています。

(3) 遠隔診療

本年4月1日発行の家畜衛生週報No.3796で家畜衛生レポート（長野県）で紹介した遠隔診療への取組について、本年の第65回全国家畜保健衛生技術発表会の長野県選出演題として、当所から発表することとなりました。また、この取組は公益社団法人日本獣医師会の事業を活用して実施しており、当該事業の一部として動画が作成され日本獣医師会のYoutubeチャンネルにアップされています。ぜひご覧ください。



公益社団法人日本獣医師会作成の動画とリンク

3 課題

全国的な傾向ですが、近年は農家戸数の減少に伴い、農家が点在化する傾向にあります。JAや診療施設の合併による管轄区域の広域化も進み、県・家畜保健衛生所を含め畜産関係者・技術者が業務を行うための移動時間が長くなり、負担となっていると考えられ、農家へのサービスの低下が懸念されます。遠隔診療などを活用して、より一層の業務の効率化、サービスの充実を図る必要があります。

また、家畜保健衛生所業務に関する技術、特に解剖を伴う病性鑑定について、解剖の機会が減り、以前は数をこなして得た技術や知識が継承し難くなっていると感じています。長野県では、2か月に1回、病性鑑定業務等を担当する職員を対象に、採

血、解剖、基本的な検査手技だけでなく、最新の機器を使った検査や知識などについて実習を含めた研修会を開催し、技術の継承と平準化に努めています。

4 おわりに

家畜保健衛生所は、家畜防疫の要となる組織ですが、獣医学の知識を活用して畜産経営に貢献できる余地が大いにあります。このレポートには書ききれませんが、農場HACCP、アニマルウェルフェア、環境対策、ワンヘルスなどへの家畜保健衛生所での取組が進んでいます。家畜保健衛生所同士の連携を深めて、地域の枠を越えて畜産の発展に寄与していければと考えています。

通信

テレビでは、夏の風物詩である高校野球の県予選が終了し、甲子園での全国大会に向けた各校の準備が進められる姿が放映されています。家畜衛生の分野においても、各ブロックの業績発表会が終了し、9月の全国発表会に進む演題が決まってきました。

業績発表会は、普段からの努力の成果をアピールできる機会であるという面があるとともに、その各成果は、国はもちろん各県にとっても施策の策定・運用に役立ってきたところであり、今年度についても大いに期待するところです。

自ら考え、様々なことにチャレンジし、それが活かされていくということは、各者のやりがいや働きがいにもつながるものと思います。重要疾病への対

応の負担が増している状況があるとともに、渇水や猛暑など様々な課題も生じている状況もありますが、我々も、業績発表の枠というだけでなく、皆さんが家畜衛生の分野でチャレンジしていける環境づくりに知恵を絞っていききたいと思います。

毎週月曜日発行

家 畜 衛 生 週 報

編集・発行：農林水産省消費・安全局

畜水産安全管理課、動物衛生課

☎03(3502)8111 内線 4581

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1